

第4期武豊町障がい福祉計画に対する意見と町としての考え方

○パブリックコメント

募集期間： 平成26年12月9日～平成27年1月9日

意見数： 3件

No	区分		意見の概要	町としての考え方
No.1	第1章	P4	障害者総合支援法のサービス体系、「地域生活支援事業」の枠の中に、「研修事業」を追加すべき。	「理解促進研修・啓発」を追加しました。
No.2	第2章	P9	計画の目標に「社会への啓発・研修」を追加すべき。	本計画は障害福祉サービスの量と提供体制の確保を定める実施計画であり、計画の基本理念としては記載の3点とさせていただきます。
No.3	第4章	P17	図表4-1に「重度障害者等包括支援」の記載がない。項目としてあげるべきではないか	計画、実績ともに0であったサービスについては、本文への記載のみとし、図表への記載は省略することで統一させていただきます。
No.4	第4章	P17～	計画と実績の差について、大きく違った部分だけでも原因についての記載ができないか	分かる範囲で追記しました。
No.5	第4章	P17～	図表の区分の書き方が、「利用者数・延利用日数」と「人・日(人)」と統一されておらず、見にくい。統一してほしい。	統一した表記に修正しました。
No.6	第4章	P20	自立訓練(生活訓練)に、事業所名の記載がない。平成25年度に利用された事業名を記載してほしい。	記載しました。(図表4-11)
No.7	第4章	P24	図表4-23(4-22)短期入所サービスの事業所に他のサービスと同様に「町内の利用者数」の記載をしてほしい。	記載しました。
No.8	第4章	P28	図表4-33(4-32)相談支援事業の実施状況に成年後見制度利用支援事業の記載があるが、独立させた項目建てが必要ではないか。	第4章は、基本的に第3期計画に対する実績として記載しておりますので、第3期計画どおりの項目建てとさせていただきます。なお、第5章ではご意見のとおり独立させた項目建てに修正しました。(No18参照)
No.9	第4章	P29～P30	図表4-36(4-35)日常生活用具の給付・貸与と実績の年度区分が平成23年度～25年度になっているが、これでいいのか。(2件) また、図表4-36(4-35)の位置づけが分かりづらい。	平成26年度の見込を算出するのが難しいことから、平成23年度～25年度の実績としていましたが、関連が分かりづらいため、平成24年度～平成26年度に修正しました。

No	区分		意見の概要	町としての考え方
No.10	第4章	P33(32)	町内利用者が利用している日中一時支援の事業所名を記載してほしい。	記載しました。(図表4-43)
No.11	第4章	P35(34)	放課後等デイサービスに関する記述で、「町内に新たに2か所の事業所が開設された」とあるが、平成26年9月開所の「ほっぷ」も入れると3事業所ではないか。	記述は平成25年度の状況についてですが、平成26年度についても追記しました。
No.12	第5章	P38～	施設入所者の地域生活の移行の中に、精神障がい者の記載がないのはなぜか。(2件)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、国の基本指針に基づき、都道府県の障害福祉計画において目標を定め、都道府県単位で計画の管理を行っていますので、記載しておりません。
No.13	第5章	P41	福祉施設の入所者の地域移行への移行について、平成25年度末の施設入所者数は15名で、平成26年度末の施設入所者が14名なので、実質1名の減ということか。 また、地域生活移行者数と削減見込は、同じことか。(それぞれ2名で併せて考えると4名削減することも読める。)	記載のとおり、目標は平成25年度末の施設入所者数から2名削減することです。 削減見込については、4名削減することではなく、地域生活移行者も含めて全体で2名削減することです。 (地域生活移行以外の理由で退所されたり、逆に新たに入所される方もみえますので、それらを考慮した目標としております。)
No.14	第5章	P43	就労移行支援事業所の就労移行率の「ただし、～」の記述について、町内に就労移行支援施設はないが、町外施設を利用している方は目標利用者数にはいるらないのか。(2件)	「就労移行支援事業所の就労移行率」については、市町村の区域における就労移行支援事業所をベースに目標を設定することとされているため、事業所単位の移行率はその事業所がある市町村で目標を管理することになります。 なお、個人単位では、「福祉施設から一般就労への移行」において当町で目標を管理していきます。
No.15	第5章	P44、46	重度訪問介護は、かなりの時間数支援が必要な方へのサービスなので、20時間という支給決定は考えにくい。	100時間に修正しました。
No.16	第5章	P44、48	生活介護について、平成29年度まで利用者数が増えているが、現在の生活介護事業所は定員一杯である。具体的に、どのような方法で利用者数が増えていく見込みなのか。	特別支援学校卒業予定者のうち一定数の方が利用を希望されることが予想されることから、計画では今後3年間のサービス需要量を見込んでいます。 現状、確保が厳しい状況にありますが、知多半島圏域内での利用調整及び、町内や近隣地域の事業者へ事業拡大を働きかけるなどサービス量確保に努めます。

No	区分		意見の概要	町としての考え方
No.17	第5章	P49	生活介護について、事業所の定員に余裕がないとの記載があるが、行動障害をもつ利用者の受け入れについての課題がある。専門知識をもった従業者の確保もとめられるので記載してほしい。	【サービス確保の方針】を修正し記載しました。
No.18	第5章	P55	相談支援事業の中に「成年後見制度の利用支援」についての記入があるが、別枠で「成年後見制度利用支援事業」として記載すべきではないか。	「成年後見制度利用支援事業」として独立した項目建てとしました。
No.19	第5章	P55	地域生活支援事業の一覧の中に「啓発・研修事業」を追加すべき。	追加しました。
No.20	第5章	P56(62)	「ヘルプカード」の記載がありますが、こういったもので、どこが主となり作成するのか。 また、知多南部地域自立支援協議会啓発部会でも障害理解についての取り組みを実施しているので記載してほしい。	記載のとおり、緊急時などに周囲に理解や支援を求めるためのカードです。（記載場所を移動しました。） また、自立支援協議会の取り組みについても追記しました。 なお、本計画は障害福祉サービス等の見込と確保を定める計画であり、分野をまたぐ総合的な計画ではないため、担当部署等の記載はしておりません。
No.21	第6章	P63	達成状況を毎年1回点検・評価していくと記載があるが、年に1回ではPDCAサイクルのCheckしか実施できず、Actionの部分がどこまで実施できるのか疑問。具体的な記述を。	点検・評価を年1回行うのであって、PDCAサイクルのすべてを1回の会議で実施するというものではありません。
No.22	第6章	P63	1 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進で広報や各種パンフレット、町のホームページとあるが、これだけで理解が広がるとは思えない。 「講演会」「研修会」の実施を追加すべき。	理解促進の事業については、P56に記載のとおりです。 今後も時々状況に応じて必要な事業の実施を検討していきます。
No.23	参考資料	P65～	アンケート結果に自由記述で寄せられた意見を記載してほしい。	最後に主な意見を追加しました。

頁、図表Noの括弧書きはパブリックコメント（案）（意見による修正前）のものです。